

資料1-2

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況及び振り返りについて (LPガス事業者)



令和7年12月25日
一般社団法人 全国LPガス協会

1. 「LPガス安心サポート推進運動」の振り返り及び実施した取り組みについて
2. 「LPガス安心サポート推進運動」の見直しの方向性について

当協会は、LPガスの保安確保を充実させるため、これまで様々な保安対策を実施してきた。令和3年度以降は、国の定める「液化石油ガス安全高度化計画2030」の目標とアクションプランに基づき、これらと一体的に以下の項目を掲げて施策を展開した。

1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

2. 運動の期間

5年(令和3年度～令和7年)

3. 目標(国の安全高度化目標と合わせている)

死亡事故 0～1件未満／年、人身事故0～25件未満／年

4. 運動の概要(安全高度化目標と合わせている)

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に以下の項目を重点取り組み事項として展開した。

◆「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

◆「業務用換気警報器の設置促進」

◆「軒先容器の流出防止対策の徹底」

◆「他工事事故防止対策」

令和3年～令和7年度における主な活動例

大分類	中分類	小分類	液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプラン項目	販売事業者の主な活動例
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	業務用に対する法定外周知の推進
			業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	業務用換気警報器設置促進
			安全型機器及び設備の開発普及	不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進	Siセンサー・コンロの普及
			周知等による保安意識の向上	高齢者宅巡回事業の取り組み
			誤開放防止対策の推進	ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及
	販売事業者起因事故対策	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	ガス警報器設置率向上、期限管理徹底	ガス警報器設置率向上、期限管理徹底
			消費設備調査の高度化	業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
			リコール対象品等への対応	確実な点検調査の実施
		設備対策	供給管・配管の事故防止対策	リコール製品の対応
			調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	適切な工事施工管理体制
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	その他事故防止対策	軒先容器の適切な管理	調整器・高圧ホースの期限管理
			他工事事故防止対策	閉栓先容器の撤去
			質量販売に係る事故防止対策	他工事関連周知等の実施
			バルク貯槽等の告示検査対応	質量販売の自主保安促進
			災害に備えた体制構築	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築
	保安基盤	保安管理体制	迅速な情報把握	通報訓練の定期的な実施
			容器の転倒・流出防止対策	被害報告様式の全国統一様式使用推進
			雪害事故防止対策	軒先容器の二重掛け等流出防止推進
			雪害に備えた体制構築	雪害対策の推進
			経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等	経営者等の保安重視の取り組み宣言
保安基盤	スマート保安の推進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	及び保安レベルの自己評価	自主保安活動チェックシート回収向上
			販売事業者等の義務の再確認等	販売事業者の義務の再確認教育
			長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	年間保安教育計画の策定状況
			自主的な基準の維持・運用	
			その他のスマート保安に関するアクションプラン	集中監視設置率向上

【業務用換気警報器設置促進】

- 令和元年～令和4年にかけては、CO中毒事故の発生はなかった。しかし、令和5年の4件、さらに令和6年には5件の事故が発生した。「業務用換気警報器の設置」の重要性を啓発するため、CO中毒の危険性および予防策に関する情報周知を、チラシおよびメールマガジンを通じて実施した。

平成23年～令和2年 CO中毒事故件数47件(4.7件／年)

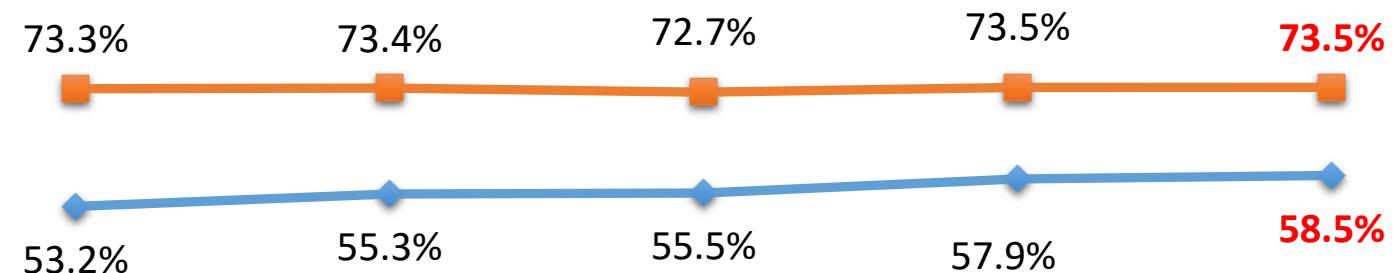
令和3年～令和6年 " 9件(2.3件／年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報、令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

※令和3年～令和6年事故件数は令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

令和7年3月末現在

法定周知以外の特別周知率



業務用換気警報器設置率



※特別周知率とは業務用施設数に対して法定の周知を実施した上でさらに別に周知を実施した割合

R2

R3

R4

R5

R6

周知チラシによる啓発活動について

- 近年発生したCO中毒事故は、業務用厨房施設に集中しており、業務用換気警報器の設置を促進するため、経済産業省、(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会と連携し、チラシによるCO中毒の危険性や予防策に関する情報周知、啓発を実施した。
 - ガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットで起きる事故で、経年劣化に伴う製品事故が増えていていることから、安全な消費機器等の普及促進として、(一社)日本ガス石油機器工業会協会と連携し、チラシによる情報周知、啓発を実施した。

【令和7年度版周知チラシ】

飲食店や食品工場にお勤めの皆さまへ

ガス機器を使うときは、 3つのポイントを チェック!

1 ガス機器を
使う時は、
必ず換気!

2 ガス機器や
換気設備は、
清掃と点検を!

3 業務用
換気警報器の
取り付けを!

業務用厨房では一酸化炭素(CO)中毒の事故
が発生しており、その多くは使用者の換気忘れ
が原因です。ガス機器を使用する全員で3つの
ポイントを確認し、安全な使用を心掛けましょう!

経済産業省 日本ガス協会 一般社団法人 全国LPガス協会

3つのポイント、なんで大切なの？

ガスが正しく燃えるには、酸素を十分に含んだ新鮮な空気が必要です。もし酸素が足りないと燃焼が不完全になり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生して中毒になる恐れがあります。

3つのポイントは、事故を未然に防ぐためにとても大切です。

1 ガス機器を使う時は、必ず換気！

大型のガス機器や、複数のガス機器の同時に使用が多い厨房施設では、ガスを使用する度が多く、新鮮な空気がたまらないんですね。

必ず換気装置を運転した上で
ガス機器を使う！



換気装置で
必ず運転!
換気中

QRコード

2 ガス機器や換気設備は、清掃と点検を！

ガス機器の他の排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと燃焼ができず、一酸化炭素(CO)中毒の危険度が高まります。

日々のささやかな
清掃し、定期的な
点検も受けよう！



定期点検
の記録用
QRコード

3 業務用換気警報器の取り付けを！

一酸化炭素(CO)は無色・無臭、また、中の初期症状は腹痛に似ているため、気が付かないまま危険化し、死に至ることも、危険なのに気が付かない現象です。

一酸化炭素(CO)
を常に気にこころ
て警報器を設置しよう！



業務用換気警報器
の設置場所
警報器

QRコード

もし業務用換気警報器が壊ったら

いつ一酸化炭素(CO)中毒になってしまってもおかしくない、本当に危険な状態！音がうるさくても取り外さず、すぐに以下のように対応しましょう。

- すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- 他の燃焼炉(アダプタ)を點けて換気。換気扇などの換気装置が動いていなかっただらうに動作させる)。
- ガス会社に連絡する。

△ 着火事故にも注意を！

最近増えているのが業務用ガスオーブンの着火事故。操作ミスによりオーブン内部に溜留したガスに着火し爆発するという危険な事故です。正しい使い方を確認し、事前に引き止めるよう、火災がつかかたから自動でガスを止める、安全装置付の機器を設置するのもおすすめです。

「スマートパン」
ない場合は
消防の消防機器
も販売します！

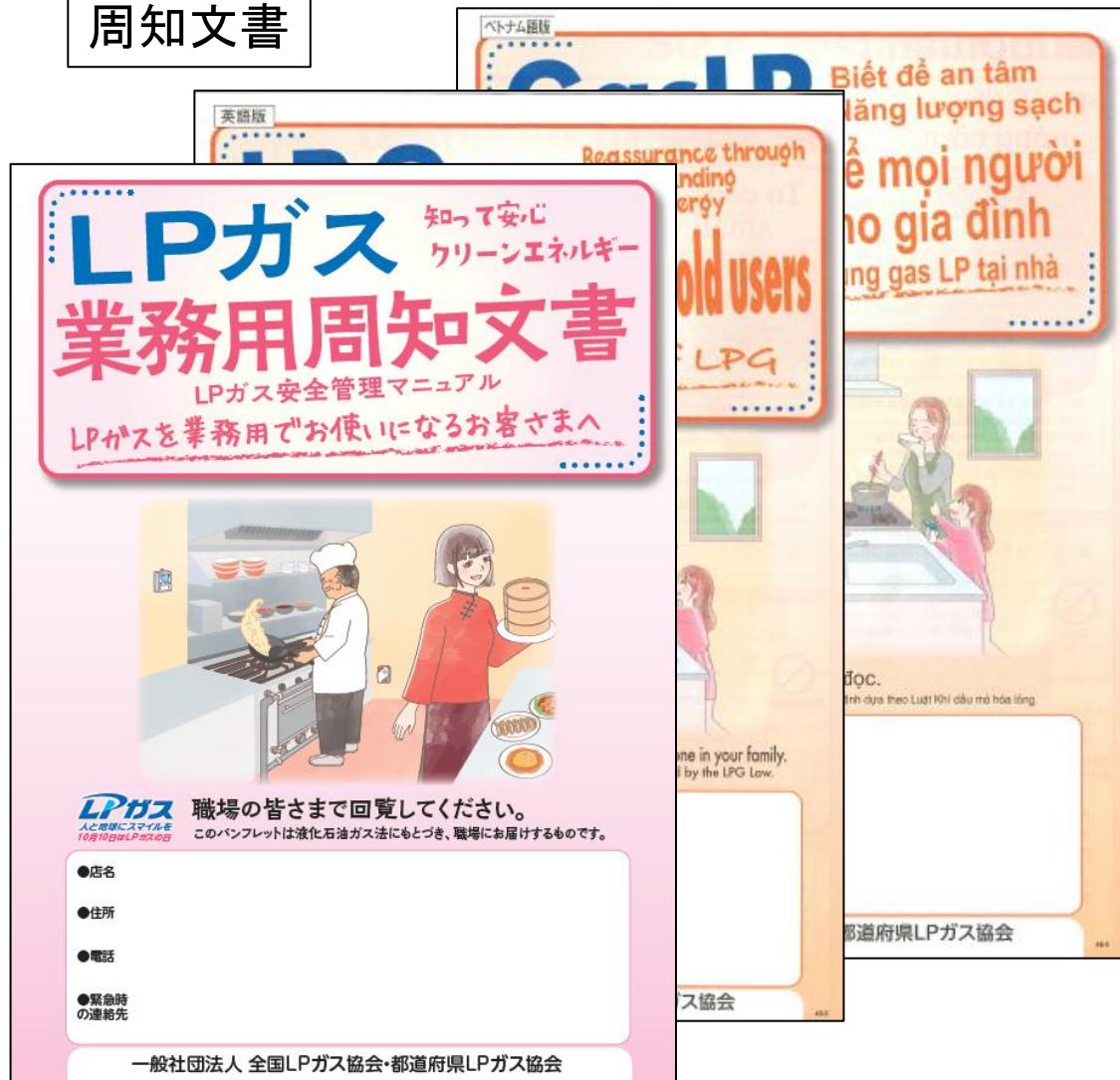
QRコード

「現場全員で見守り
ないといけない安全動画」
外国人従業員向け動画
Video for foreign employees

QRコード

- 当協会は、LPガスを安全に利用し、事故を未然に防止するため、毎年、消費者向けの周知文書を作成しており、販売事業者を通じて消費者に配布されている。また、外国人利用者への安全周知を徹底するため、日本語に加え、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語の5か国語に対応した周知活動を実施した。

周知文書



一部抜粋

ガス警報器のご使用にあたって

- 警報器が適正な位置に設置されているかを確認しましょう。
- 警報器の電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう。
- 警報器の周りに物を置かないようにしましょう。
- 警報器が交換期限内のものかを確認しましょう。
- 警報器がガスメーターと連動していれば、気づかなくても自動でガス漏れを検知してガスを止めることができるので事故防止の効果が高まります。

※共同住宅、学校、病院などの人が多く集まる施設、地下室等に燃焼機器が設置されている場合には、原則として法律によりガス警報器(LPガス用)の設置が義務付けられています。



【ガス警報器設置率向上、期限管理徹底】

- 2020年(令和2年)7月30日に発生した福島県郡山市の飲食店でのガス爆発事故から、5年が経過した。当協会は、この事故を教訓とし、事故リスクの高い業務用施設に焦点を当てた対策を継続する。
- ガス警報器の運動推進を引き続き行うとともに、郡山爆発事故後に運動対策等を講じた施設に対し、警報器の製造後5年という交換期限が過ぎている場合、速やかに適切な交換措置を講じるよう求めていく。

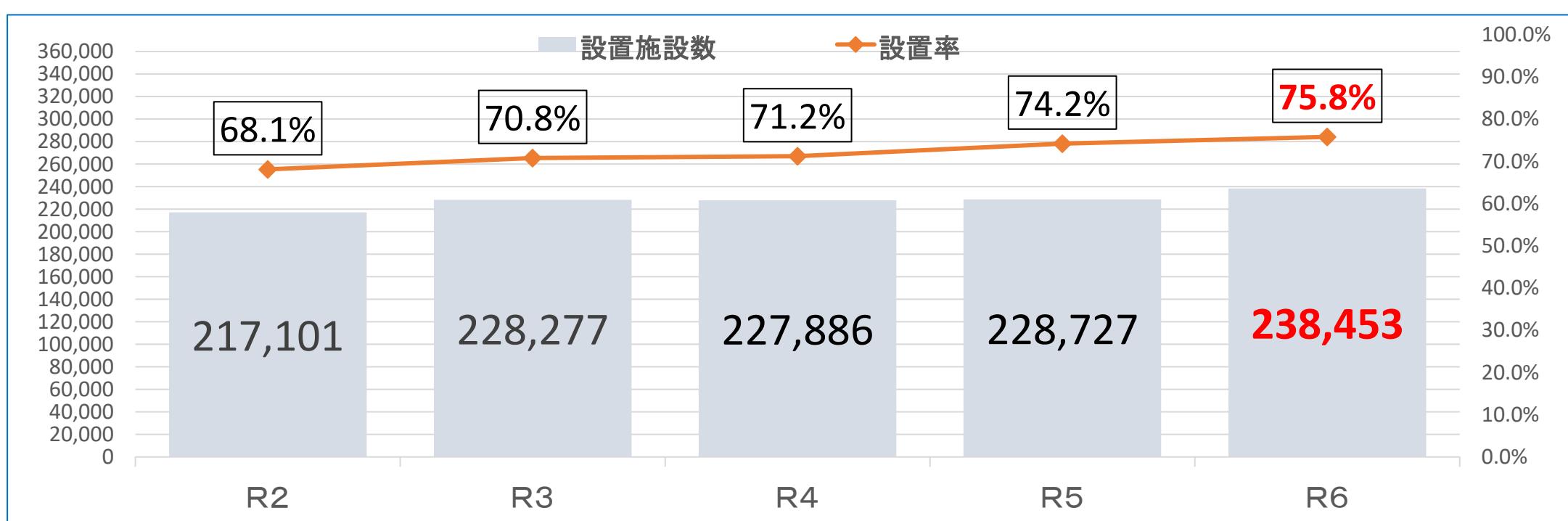


【業務用施設ガス警報器連動遮断の推進】

- 業務用施設等においては安全装置の組み込まれていない業務用燃焼器が存在する。そのため、ガス漏れ発生時に自動的にガスを遮断するシステム、すなわちガス警報器とガスメーターを連動させるシステムの普及促進を図ることが重要である。
- 当協会は、この連動遮断型ガス警報器の設置促進を図るため、ガス警報器工業会の協力を得て、各地で販売事業者向けの講習会を実施した。

業務用施設SB(EB)メータ連動率

令和7年3月末現在



※連動不要（屋外）の戸数は除外して連動率を計算

【他工事関連周知等の実施】

- LPガス安全委員会が作成した保安ガイドチラシを販売事業者が配布することで、消費者と事業者双方への安全意識の向上を図った。
 - 埋設ガス管を有する消費者のガスマーターや水道メーター付近に注意を促すタグを掲示することによりLPガス工事業者以外の工事業者へ注意喚起し、事故防止を図った。(埼玉県LPガス協会事例)
 - 日本液化石油ガス協議会と共にウェブ講習会を実施した。この講習では、販売事業者に対し、事故が発生しやすい具体例や対策を紹介することで、現場レベルでの情報の共有と活用を促進した。

平成23年～令和2年 他工事事故件数332件(33.2件／年)

令和3年～令和6年 // 266件(66.5件／年)

※平成23年～令和2年事故件数は令和2年度液化石油ガス関係事故年報、令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

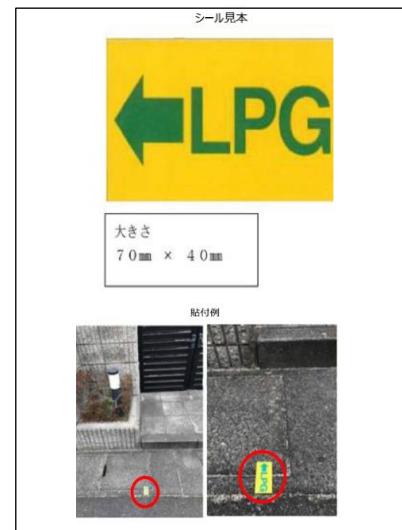
※令和3年～令和6年事故件数は令和6年度液化石油ガス関係事故年報参照

【保安ガイドチラシ】



(LPガス安全委員会)

【明示シール】



【注意タグ】



【出版物等の発刊について】

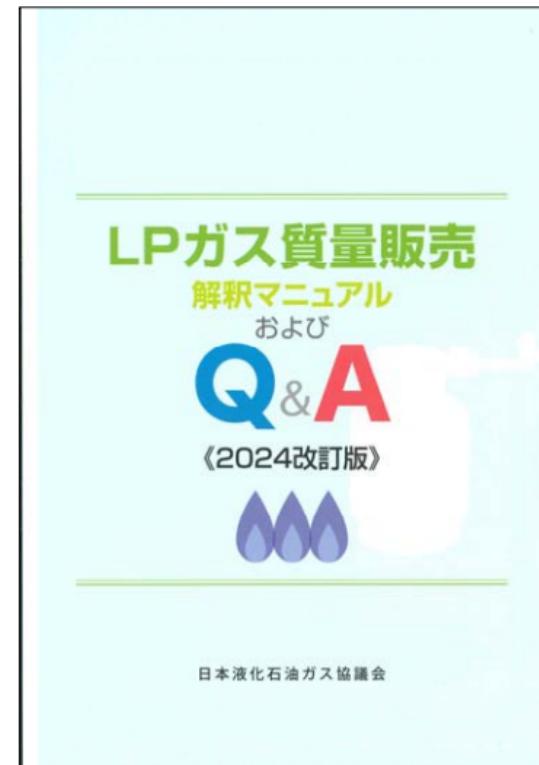
- 事業者および消費者がLPガスを安全に利用できるよう、事故防止などを目的としたマニュアル及び周知文書を発刊し、普及させている。これにより、正しい知識と取り扱いを促進し、消費者の保安意識の向上と安全確保に努めた。

LPガス質量販売 解説マニュアルおよびQ & A(2024改訂版)

周知文書

目次

- ①液化石油ガス法における体積販売と質量販売の違いについて
- ②消費形態における液化石油ガス法と高圧ガス保安法の区分
- ③液化石油ガス法における質量販売
- ④液化石油ガス法における質量販売の消費形態【例】
- ⑤液化石油ガス法におけるお客様との取引について
- ⑥液化石油ガス法における保安業務
- ⑦帳簿
- ⑧高圧ガス保安法における質量での販売
- ⑨高圧ガス保安法における消費形態【例】
- ⑩移動の基準
- ⑪液化石油ガス法、質量販売に関する関係条文
- ⑫高圧ガス保安法(すべての質量での販売)に関する関係条文
- ⑬山小屋等における特別承認(参考資料)
(申請様式の記載例が含まれています)
- ⑭質量販売に関するQ & A(参考資料)
- 参考 質量販売に関する事故(液化石油ガス法関係)

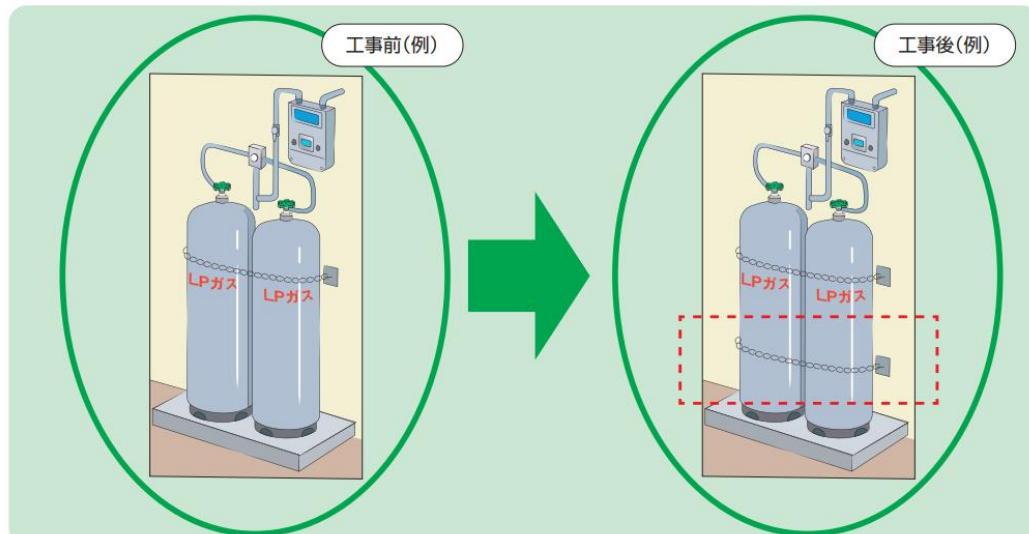
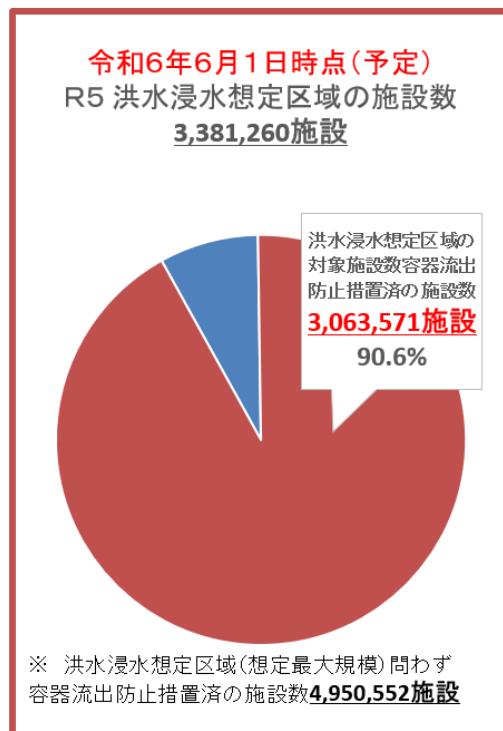
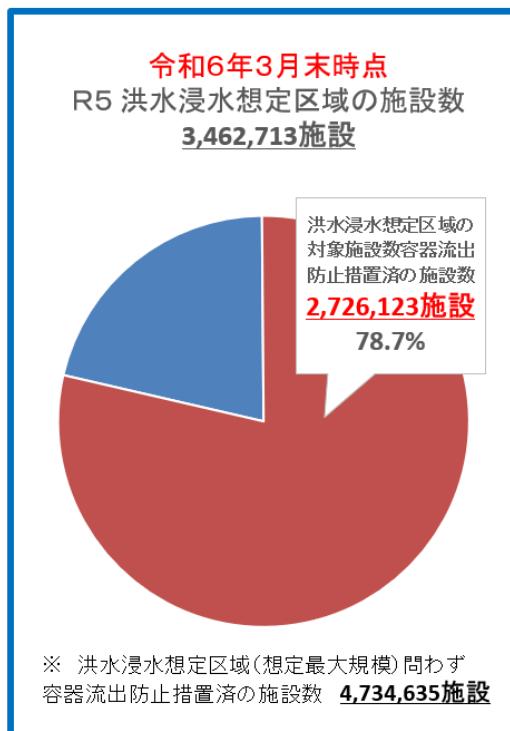


【軒先容器の二重掛け等流出防止推進】

- 令和3年6月の省令改正により、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等で、1m以上の浸水が想定される地域の消費先に設置されている充てん容器について、流出防止措置を講ずることが義務付けられた。令和6年3月末時点での調査結果では、措置済みの割合は78%、6月までに達する見込みは90%となつた。未措置の箇所については、期限までに確実な完了を要請した。
- なお、改正省令施行後の災害(令和6年8月台風10号、令和6年9月能登半島豪雨等)において、容器流出の被害報告は確認されていない。

容器流出防止措置状況

令和6年3月末現在



【自主保安活動チェックシート回収向上】

- リスクマネジメントの考え方を導入し、販売事業者による自主保安活動の徹底を図る。具体的には、「自主保安活動チェックシート」を活用した自己診断を実施することで、各事業者が自らの保安状況を客観的に把握し、改善活動を継続的に行うよう促し、保安レベルの向上に努めた。
- 同チェックシートの結果に基づき、令和7年度液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰においては、優良15社(所)が表彰を受けた。
- 安全機器の普及状況調査の結果を基に、講習会や会議で具体的な事例を共有し、関係者の安全意識の向上を図ることで、自主保安活動の活性化を促し、事故防止に貢献した。

【自主保安活動チェックシート】

自主保安活動チェックシートの提出 及び LPGガス消費者保安功績者表彰実施要領
令和7年度
経済産業省・LPGガス安全委員会 (一社)全国LPGガス協会・都道府県LPGガス協会

【安全機器普及状況等調査票】

LPガス販売事業所 御中	令和7年3月
(一社)全国LPGガス協会 都道府県LPGガス協会	
令和6年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」に関する調査について(お願い)	
<p>拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。</p> <p>皆様には、保安対策及び需要開発並びに競合エネルギー対策など各種活動を実施いただき、併せて下記の調査に継続してご協力いただいております。</p> <p>なお、本調査は、業界全体の安全機器の普及や需要開発並びに取引の適正化への取り組み状況を把握し行政、消費者等へLPGガスの信頼性をPRする重要な調査になります。</p> <p>つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、令和7年3月末現在の状況について、調査票の各項目をご記入の上、所属の都道府県協会へご送付くださいますようお願い申し上げます。</p>	
<p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 保安対策につきましては、自主保安運動をはじめとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のLPGガス事故件数は低位で推移しているものの、さらなる事故防止対策をご推進いただき一層の事故件数低減をお願いいたします。 需要開発につきましては、平成25年度より業界挙げて実施しております需要開発推進取組状況に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をさせていただきます。 取引の適正化につきましては、令和6年4月に商慣行は正に伴う液石法施行規則(省令)が改正され、①過大な営業行為の制限(令和6年7月2日施行)、②三部料金制の徹底(令和7年4月2日施行)、③LPGガス料金等の情報提供(令和6年7月2日施行)の状況についても調査をさせていただきます。 	
※本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。	
敬 具	

【関係団体講演等の実施】

- 当協会では、都道府県協会が開催する講演会を通じて、会員の業務発展と知識向上を図るため、関係団体に講演依頼を行い、講師派遣活動を実施した。

※講演内容を一部抜粋

テーマ	内容	実施団体
業務用施設でのガス警報器とガスマーターの連動遮断について	業務用施設でのガス警報器とSB/EBメーターの連動遮断について、映像資料や専用チラシ、警報音声データ等の各種ツールを用いて、その有効性について講演。	ガス警報器工業会
業務用厨房でのCO中毒事故の防止対策について	業務用換気警報器(厨房専用CO警報器)の必要性及びCO発生のメカニズムや事故事例をオリジナル動画(約10分)を交えて紹介、CO中毒事故防止対策について講演。	
LPガス業界と個人情報の保護について	LPガス販売事業者の業務の多角化や新規事業等への参入、スマート保安の推進に伴い重要性の増す個人情報の保護の必要性などについて講演。	(一財)日本エルピーガス機器検査協会
供給機器の期限管理について	調整器や高圧ホース、ガス栓等に係る期限管理の必要性に関し講演。	(一社)日本エルピーガス供給機器工業会
業務用厨房における事故と対策	ガス栓・ホース・配管から見た事故対策について講演。	
ガスマーターの機能と保安管理	マイコンメータの機能について講演。	日本ガスマーター工業会
ガスマーターとLPWA	LPWA無線システムを用いたサービスや将来像などについて講演。	

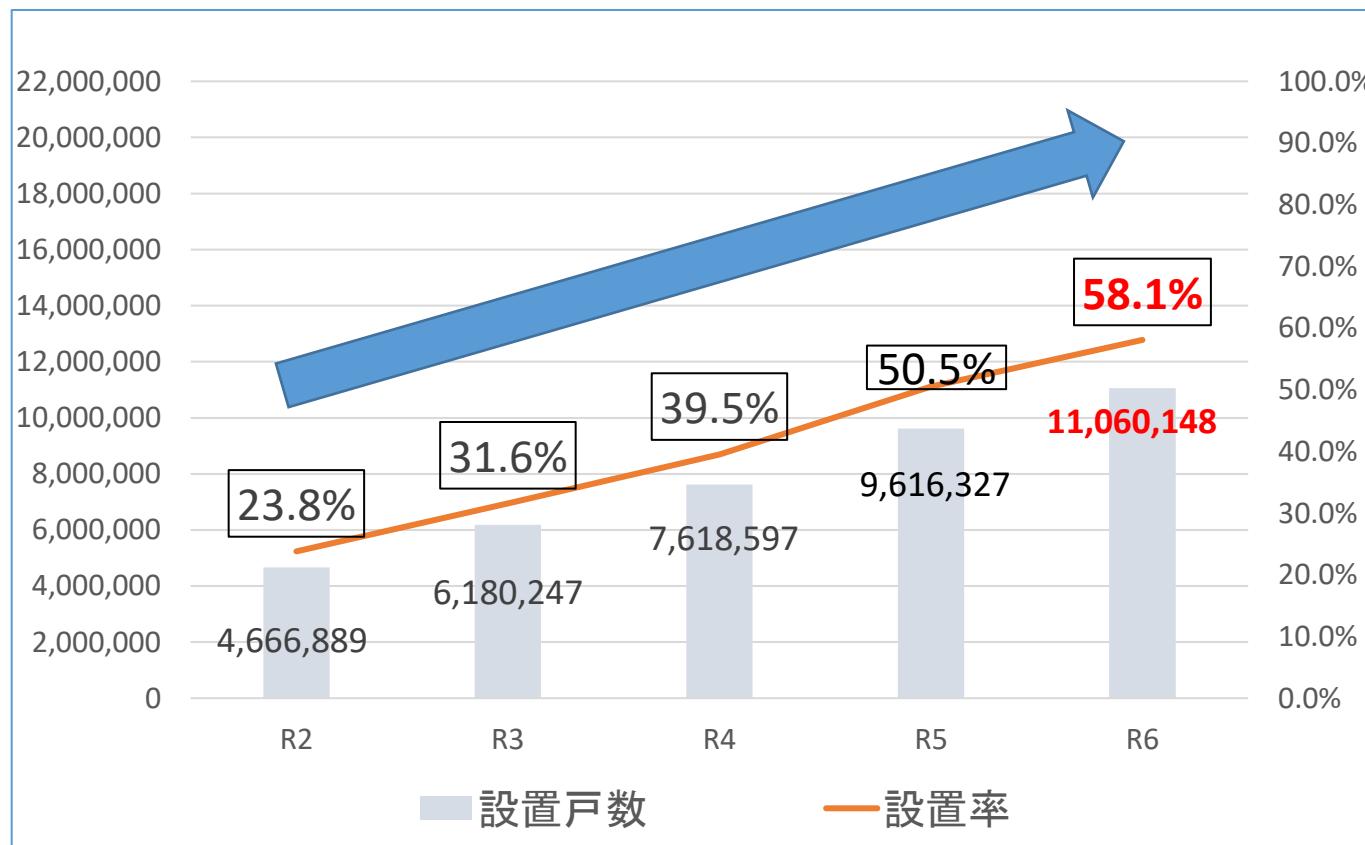
【集中監視設置率向上】

- 通信技術の進歩により、LPWAなどの無線通信やスマートメーターを活用した集中監視システムの導入が進んでいる。このシステムをさらに活用し、常時監視による保安業務の効率化を図り、安全性の向上に努めた。また、認定販売事業者制度における資格取得を推進することで、高度な保安体制の効率化を図った。



集中監視システム設置率等

令和7年3月末現在



1. 「LPガス安心サポート推進運動」の振り返り及び実施した取り組みについて
2. 「LPガス安心サポート推進運動」の見直しの方向性について

国の定める「液化石油ガス安全高度化計画2030」の目標とアクションプランに基づき、令和8年度以降も引き続き、当協会としては時宜にかなった「LPガス安心サポート推進運動」を推進していく。

1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

2. 運動の期間

5年(令和8年度～)

3. 目標(国の安全高度化目標と合わせている)

死亡事故 0～1件未満／年、人身事故0～25件未満／年

4. 運動の概要(安全高度化目標と合わせている)

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に以下の項目を重点取り組み事項として展開していく。

令和3年～令和6年

「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

「業務用換気警報器の設置促進」

「軒先容器の流出防止対策の徹底」

「他工事事故防止対策」

令和8年～

「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

「業務用換気警報器の設置促進」

「他工事事故防止対策」

「質量販売に係る事故防止対策」

令和8年度以降における主な活動例及び重点取り組み事項

大分類	中分類	小分類	液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプラン項目	販売事業者の主な活動例
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	業務用に対する法定外周知の推進
			業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	業務用換気警報器設置促進
			安全型機器及び設備の開発普及	不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進	Siセンサー・コンロの普及
			周知等による保安意識の向上	高齢者宅巡回事業の取り組み
			誤開放防止対策の推進	ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及
	販売事業者起因事故対策	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	ガス警報器設置率向上、期限管理徹底
			消費設備調査の高度化	業務用施設ガス警報器連動遮断の推進
			リコール対象品等への対応	確実な点検調査の実施
		設備対策	供給管・配管の事故防止対策	リコール製品の対応
			調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	適切な工事施工管理体制
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	その他事故防止対策	軒先容器の適切な管理	調整器・高圧ホースの期限管理
			他工事事故防止対策	閉栓先容器の撤去
			質量販売に係る事故防止対策	他工事関連周知等の実施
			バルク貯槽等の告示検査対応	質量販売の自主保安促進
			災害に備えた体制構築	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築
保安基盤	保安管理体制	販売事業者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	迅速な情報把握	通報訓練の定期的な実施
			容器の転倒・流出防止対策	被害報告様式の全国統一様式使用推進
			雪害事故防止対策	軒先容器の二重掛け等流出防止推進
			経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	雪害対策の推進
			販売事業者等の義務の再確認等	経営者等の保安重視の取り組み宣言
	スマート保安の推進	長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 自主的な基準の維持・運用	長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	自主保安活動チェックシート回収向上
			スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	販売事業者の義務の再確認教育
		その他のスマート保安に関するアクションプラン	その他のスマート保安に関するアクションプラン	年間保安教育計画の策定状況
		集中監視設置率向上		

中分類	小分類	アクション項目	推進すべきアクションプラン
消費者 起因事故対策	CO中毒事故 防止対策	業務用換気警報器・CO警報器の 設置促進	◆消費者に対し、LPガスの安全な取 り扱いおよび各警報器の重要性に ついて更なる周知活動を図る。
	ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策	ガス警報器の機能の高度化 及び設置の促進等	
販売事業者 起因事故対策	その他事故 防止対策	他工事事故防止対策	◆他工事事業者による掘削事故等の 防止を目的とした周知活動の強化 を図る。
		質量販売に係る事故防止対策	◆事故防止などを目的として発刊して いるマニュアル等の普及を引き続き 行い、更なる事故防止に努める。